

苫小牧市宿泊税の概要（案） 等について



令和7年12月22（月） 13時～
本庁舎9階会議室



目次

- 1 | 苫小牧市宿泊税の概要（案） -P1～17-**
 - 2 | 宿泊税導入に向けた今後のスケジュール（案） -P18-**
 - 3 | 宿泊税導入に向けた市の推進体制 -P19-**
-

苫小牧市宿泊税の概要（案）

| 項目 | 概要（案） |
|---------------|---------------------------------|
| 1 税目名 | 宿泊税（法定外目的税） |
| 2 税収の使途 | 観光振興や交流人口の拡大を図る施策に充当 |
| 3 課税客体（課税対象） | 旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設への宿泊行為 |
| 4 課税標準 | 宿泊料金（素泊まり料金） |
| 5 非課税事項（課税免除） | 修学旅行その他学校行事や保育所行事に参加するもの及びその引率者 |
| 6 免税点 | 設けない |
| 7 税率 | 定率制 3%（北海道の宿泊税分を含む） |
| 8 税収規模（想定） | 年間 約1億2千万円 |
| 9 納税義務者 | 宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する） |
| 10 特別徴収義務者交付金 | 期限内納付額の5% |
| 11 システム改修費用 | 全額補助（上限50万円） |
| 12 徴税開始 | 令和9年4月 |
| 13 制度の見直し | 社会情勢の変化等を踏まえ、5年ごとに見直しを行う |

1 税目名

宿泊税（法定外目的税）

▼ Detail



01. 納税者にとって分かりやすい名称
02. 北海道や道内自治体の税目名と統一
03. 名称の理解や受け止めに混乱が生じないように配慮

2 税収の使途

観光振興や交流人口の拡大を図る施策に充当

▼ Detail

01. 観光資源の磨き上げと魅力向上

02. 受入環境の整備

03. 持続可能な観光地づくり

04. 宿泊税導入と運用等に係る経費



選ばれるまち
とまこまい

2 税収の使途

☑宿泊税の使途（活用）の方向性

| ① 観光資源の磨き上げ と魅力向上 | 項目 | 主な内容 |
|-------------------------|--------------|---|
| | ● 誘客の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・冬季、夜間のイベントの誘致や開催 ・アドベンチャートラベル（AT）の推進 ・観光アプリの開発 ・冬季交流大会の誘致や開催 など |
| | ● 補助制度の充実、拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ合宿補助の拡大 ・会議、スポーツ、文化イベントへの補助 ・閑散期における宿泊助成 など |
| | ● 情報発信の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・SNSの活用 ・パンフレットや案内板の充実、多言語化 ・観光情報誌への掲載 など |

| ② 受入環境の整備 | 項目 | 主な内容 |
|--------------|--|--|
| | ● 宿泊施設等の受入環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・多言語化、キャッシュレス化、ユニバーサルデザイン化 ・施設の整備 など |
| | ● 観光施設、文化・スポーツ施設の環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・多言語化、キャッシュレス化、ユニバーサルデザイン化 ・観光案内所の強化 ・施設の整備 など |
| | ● 二次交通の利便性向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設間の交通アクセスの充実 ・新たな移動手段の導入 など |
| ● 人材確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着 ・ITによる省力化 ・ガイド育成 など | |

2 税収の使途

☑宿泊税の使途（活用）の方向性

| | 項目 | 主な内容 |
|---------------|------------------|--|
| ③ 持続可能な観光地づくり | ● 観光推進体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・MICE誘致の推進 ・観光DX推進支援 ・観光関連団体との連携強化 など |
| | ● サステナブルツーリズムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の活用と保全の両立 など |
| | ● 広域連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村との連携強化 など |

| ④ 宿泊税導入と運用等に係る経費 | 項目 |
|------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収義務者交付金（宿泊事業者への税徴収手数料） ● システム関係経費 |



3 課税客体（課税対象）

旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設への宿泊行為

▼ Detail

01. 旅館業法の許可を受けて営む旅館等及び住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業が課税対象（下宿営業の許可を受けた施設は対象外）

02. 年齢に関わらず、宿泊料金を伴って宿泊される全ての方に課税



4 課税標準

宿泊料金（素泊まり料金）

————— ✓ Detail —————

01. 食事代や消費税額等を除いた、素泊まりの宿泊料金が対象

02. 1人、1部屋又は1棟の宿泊料金に対して課税

5 非課税事項（課税免除）

修学旅行その他学校行事や 保育所行事に参加するもの及びその引率者

▼ Detail

01. 教育目的の宿泊については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認め、課税しない
02. ビジネス客やスポーツ合宿等については、課税対象とする
→ 宿泊税を活用した使途の中で、支援策を検討

6 免税点

設けない

✓ Detail

- 税の公平性、税収の安定性、宿泊施設の事務負担の軽減などの観点から、免税点は設けない

※免税点：一定の価格まで税金がかからない基準

7 税率

定率制 3%

(北海道の宿泊税分を含む)

— [▼ Detail](#) —

- 01.定率制を採用することで、税負担の公平性を担保**
- 02.経済状況にも適応可能**
- 03.1億円規模の税収を確保しながら、様々な観光振興施策を実施**

7 税率

☑定率制と段階的定額制の比較

| 項目 | 定率制 3% (北海道の宿泊税分を含む) | 段階的定額制 (北海道と同様の設定) |
|-----------|---|---|
| 課税方法 | 宿泊料金に応じて課税 | 1人1泊につき一定額 |
| 想定税収額 | ○ 約 1 億 2 千万円 (宿泊料金に比例) | △ 約 6 千万円 (宿泊者数に比例) |
| 納税者の負担 | ○ 宿泊料金に応じた税額 | △ 料金区分内で同じ税額が適用されるため、不公平感が生じる可能性がある |
| 受益と負担の関係 | △ 宿泊料金によって負担が変化 ※同じ受益 (行政サービス等) に対し公平ではない | △ 宿泊料金によって負担が変化 ※同じ受益 (行政サービス等) に対し公平ではない |
| 経済状況への対応 | ○ 対応できる | △ インフレやデフレなどに対応しにくい |
| 宿泊施設の事務負担 | △ 宿泊料金に対し計算が必要 | △ 宿泊料金区分ごとの計算が必要 |

8 税込規模（想定）

年間 約 1 億 2 千万円

✓ Detail

01. 以下計算式により試算

$$\begin{array}{ccccccc} \text{市内平均宿泊単価} & \times & \text{税率} & \times & \text{年間想定宿泊延数} & \text{—} & \text{北海道宿泊税} \\ \text{1万円} & & \text{3\%} & & \text{60万泊} & & \end{array}$$

02. 用途を特定しなかった宿泊税について、基金への積み立てを検討

- ▶ 積み立てた宿泊税は他の財源と区別し、観光振興事業の財源に活用
- ▶ 災害時の復旧支援や需要回復対策にも活用

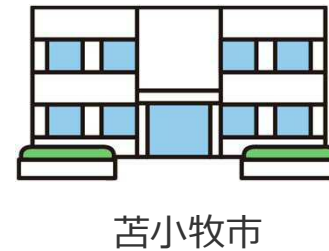
9 納税義務者

宿泊者

✓ Detail

01. 宿泊施設を通じて、宿泊者が納税する

02. 宿泊事業者は「特別徴収義務者」として、宿泊者から宿泊税（市・北海道）を徴収し、市に納入



10 特別徴収義務者交付金

期限内納付額の5%

▼ Detail

01. 交付率については、多くの自治体が設定している3.5%（6年目以降2.5%）に対し、本市は5%とすることで、税の徴収にご協力いただく宿泊事業者の事務負担等に報いる
02. 導入から一定年数経過後、交付率を減少させる自治体が多いが、本市においては交付率の減少はなし

1 1 システム改修費用

全額補助（上限50万円）

————— [▼ Detail](#) —————

- 01. 宿泊税導入に伴う宿泊事業者の負担を軽減するため、本市宿泊税導入に伴うシステム改修に要した費用の全額を補助
- 02. 補助上限額は50万円とする

1 2 徴税開始

令和9年4月

————— **Detail** —————

- 01. 制度の円滑な運用に向け、宿泊者への十分な周知期間や、宿泊事業者の準備期間をしっかりと確保する**
- 02. 徴税開始までの約1年、関係機関と協議・調整を行い、詳細な制度設計を進める**

1 3 制度の見直し

**社会情勢の変化等を踏まえ、
5年ごとに見直しを行う**

————— **✓ Detail** —————

01. 制度の見直しを検討する際は、関係者による検討の場を設ける

02. 制度を変更する際には、総務省への協議が必要となる

宿泊税導入に向けた今後のスケジュール（案）

| 年月 | 内容 |
|-------|---|
| R8.1~ | 宿泊税条例案に係る意見募集（パブリックコメント）の実施（約1か月） |
| R8.2 | 市議会本会議への条例制定の提案 |
| R8.3 | 総務省との協議（同意まで約3か月） |
| R8.7~ | <ul style="list-style-type: none">・ 特別徴収義務者交付金やシステム改修補助に関する説明会の開催・ 制度の周知 |
| R9.4 | 徴税開始 |

宿泊税導入に向けた市の推進体制

01

用途に関すること

関連する各部署

02

制度全般・周知・総務省
との協議などに関すること

産業経済部

03

税条例・特別徴収義務者交付金・
システム改修補助などに関すること

財政部